

会議名称	平成23年度第4回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成24年3月1日(木) 14時から16時45分まで	
場所	杉並区役所 第4会議室 (中棟6階)	
	委員	江藤会長、阿部委員、大浦委員、柴田委員、高橋委員、谷委員、花形委員、濱田委員、山岡委員、横山委員、奥山委員、島田委員、新城委員、鈴木委員、増田委員、脇坂委員、小幡委員、北島委員、茶谷委員
	実施機関	坂野保健予防課長、大澤地域保健課長、北風庶務課長、渡邊保育課長、正田子供園担当課長、後藤児童青少年課長、南雲課税課長、北川地域安全担当課長、植田社会教育スポーツ課長、都筑文化・交流課長、安尾産業振興課長、和久井障害者施策課長、塩畑障害者生活支援課長、大井区民課長
	事務局	宇賀神行政管理担当部長、牧島政策法務担当部長、松川情報システム課長、中島法務担当課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	・資料1 平成23年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 平成23年度第4回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項
	当日	・会議次第
【会議内容】		
1 平成23年度第3回会議録の確定		
2 報告・諮問事項		
番号	件名	審議結果
諮問第27号	結核患者登録に関する業務の外部提供について(新規)	決定
諮問第28号	結核医療費負担に関する業務の外部提供について(新規)	決定
諮問第29号	結核患者登録に関する業務の外部提供について(新規)	決定
諮問第30号	結核患者登録に関する業務の外部結合について(新規)	決定
諮問第31号	WISH回線利用通信システム(結核・感染症発生動向調査用)(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
諮問第32号	人口動態調査に関する業務の外部結合について(新規)	決定
報告第23号	教育指導に関する業務の登録について(追加)	報告了承
報告第24号	保育に関する業務の登録について(追加)	報告了承
報告第25号	子供園に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第33号	教育指導に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第34号	保育に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第35号	子供園に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第36号	学童クラブ児童記録に関する業務の外部委託について(新規)	決定

諮問第 37 号	教育指導に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 38 号	保育に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 39 号	幼稚園に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 40 号	学童クラブ児童記録に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 41 号	学校緊急連絡メール配信システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
諮問第 42 号	保育園等緊急連絡メール配信システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
諮問第 43 号	学童クラブ緊急連絡メール配信システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
諮問第 44 号	自動車臨時運行許可台帳管理（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
報告第 26 号	暴力団排除に関する業務（各課共通）の登録について（新規）	報告了承
報告第 27 号	社会参加支援に関する業務の登録について（変更）	報告了承
諮問第 45 号	社会参加支援に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 46 号	社会教育講座・学級・社会参加支援業務名簿管理（小型）に記録する個人情報の項目について（追加）	決 定
報告第 28 号	文化・芸術振興に関する業務の登録について（新規）	報告了承
諮問第 47 号	文化・芸術振興に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 48 号	文化・芸術振興に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 49 号	文化・芸術振興に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 50 号	文化・芸術振興に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 51 号	文化・芸術振興に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 52 号	文化・芸術振興に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 53 号	文化芸術情報サイト・文化芸術振興業務管理（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
報告第 29 号	中小企業勤労者福祉事業に関する業務の登録について（新規）	報告了承
諮問第 54 号	中小企業勤労者福祉事業に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 55 号	中小企業勤労者福祉事業に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 56 号	中小企業勤労者福祉事業に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 57 号	中小企業勤労者福祉事業に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 58 号	中小企業勤労者福祉事業管理（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
報告第 30 号	障害福祉サービス事業者等の指定等に関する業務の登録について（新規）	報告了承
諮問第 59 号	相談支援事業者指定台帳管理（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
報告第 31 号	障害者就労支援に関する業務の登録について（追加）	報告了承
諮問第 60 号	障害者就労支援に関する業務の外部委託について（新規）	決 定

報告第 32 号	障害者通所施設に対する助成に関する業務の登録について（追加）	報告了承
諮問第 61 号	障害者通所施設に対する助成に関する業務の目的外利用について（新規）	決 定
報告第 33 号	避難者への連絡に関する業務（各課共通）の登録について（変更）	報告了承
報告第 34 号	住民基本台帳管理に関する業務の登録について（追加・変更）	報告了承
報告第 35 号	住民基本台帳事務処理システム（中央）に記録する個人情報の項目について（追加）	報告了承
報告第 36 号	住民基本台帳補完処理（小型）に記録する個人情報の項目について（追加）	報告了承
報告第 37 号	証明書自動交付機に関する業務の登録について（追加・変更）	報告了承
諮問第 62 号	証明書自動交付システム（小型）に記録する個人情報の項目について（追加）	決 定
報告第 38 号	平成 2 4 年度 中央電算処理年間運営計画について（概要）	報告了承
一般報告	D V 等被害者支援措置申出者に係る住所の漏えいについて	報告了承

会長	定刻になりましたので、開会したいと思います。本日はご多忙のところ、当審議会にご出席いただきありがとうございます。ただいまより、平成 23 年度第 4 回情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。まず欠席される委員の方のご紹介をお願いします。
政策法務担当部長	本日の会議、欠席のご連絡をいただいておりますのは井上委員お一人でございます。以上です。
会長	まず会議録の確定を行ってから報告・諮問案件に入りたいと思います。今日は報告が 16 件、諮問が 36 件、また、一般報告がありますので、急ピッチで進めないと定刻には終わらないのではないかとこの心配があります。 最初に、会議録の確定をいたしたいと思いますが、訂正に関するご意見、ご質問ございますか。事務局のほうは、いかがでしょうか。
法務担当課長	ございません。
会長	訂正箇所、ご意見等はないようですので、第 3 回会議録は確定とさせていただきます。 次に、報告・諮問事項の審議に入りたいと思います。政策法務担当部長、諮問文を読み上げてください。
政策法務担当部長	諮問文を読み上げ会長に渡す。
会長	ただいま担当部長より諮問文を受け取りました。報告事項、諮問事項について審議に入りたいと思います。 初めに、諮問第 27 号から諮問第 32 号までについて事務局から説明をお願いします。
諮問第 27 号、諮問第 28 号 諮問第 29 号、諮問第 30 号、諮問第 31 号 諮問第 32 号	
法務担当課長	諮問第 27 号、諮問第 28 号について説明する。
情報システム課長	諮問第 29 号、諮問第 30 号、諮問第 31 号について説明する。 諮問第 32 号について説明する。
会長	ただいまの説明についてご質問、ご意見はございますか。
委員	まず諮問第 27 号、諮問第 28 号です。本来だったら負担しないでよい費用を負担していただいたわけですから、それをお返しすることについては、そのご本人にもメリットがあると思いますので、情報の提供はあり得ると考えます。ただ、もしお亡くなりになっていた場合には、遺族の方に遡及して払われると思いますが、その遺族の方の個人情報も収集する必要はありませんか。
保健予防課長	遺族の方の情報を、収集することはありません。
委員	なくて困らないのですか。
保健予防課長	あくまで東京都に、「こういう患者さんに、これだけの医療費を払った」という情報を提供するということです。
委員	そうしますと、東京都が返還交渉をするから、杉並区としては実際に誰が受け取るか、といったことまでは全く関知しないということですか。
保健予防課長	はい、そのとおりです。
委員	わかりました。 先ほど説明があった、インターネット専用回線はネットワーク回線ということですが、これは厚労省とつなぐということですか。LGWAN を介して、その中で特にこの WISH 回線というのをを使うと、そういう考えでいいのでしょうか

	か。
情報システム課長	この WISH 回線ですが、ISDN 回線を使っておりまして、ダイヤルアップ式に現在なっています。この回線を使うということです。
委員	LGWAN とは関係ないのですか。
情報システム課長	はい。
委員	専用回線になるということですね。
情報システム課長	はい。
委員	わかりました。 セキュリティ対策のところ、「データの持ち出し管理」と書いてありますが、結核患者の情報を何かのメディアに保存して、持ち運びするような事はありますか。
保健予防課長	基本的に、システムのメンテナンス等で必要なとき以外に、通常業務で持ち出すということは想定しておりません。
委員	わかりました。データを紛失するのは、しばしば外部メディアで持ち歩いたときに起こりますので、なるべくないほうがいいと思います。また、今までは個人が特定できない情報で登録していたのを、今回は個人の情報を出すということですが、これはなぜそういうふうになったのか教えてください。
保健予防課長	これは非常にわかりにくいところですが、「感染症発生動向システム」というのが元々ありました。また、「結核登録者情報システム」というのもありまして、今回国が2つのシステムを連携して運用することになりました。そのため、「感染症発生動向調査システム」と「結核登録者情報システム」とに同時に個人情報を入れて、連携して動くという形になりますので、こちらから個人情報を送らないといけないことになりました。
委員	結核というのは感染症ですから、こういった情報を送らなければいけない、という法的根拠があるものでしたよね。
保健予防課長	感染症法の中に、感染症第1類から第5類までございます。第1類のほうが危険度が高く、第5類のほうが危険度が低いということです。結核は、第2類感染症です。5つある類の真ん中から上の類は、全例登録が必要です。感染症の発生動向を調査するというのは、感染症法の施行規則の第8条、あるいは感染症法の第15条、などが根拠法令です。
委員	そうしますと、感染症法に基づいて、氏名はそもそも提供するべきものであると考えてよいのですか。
保健予防課長	そのとおりです。
委員	わかりました。では諮問第32号で今回、「死亡情報」を収集するということですが、これはすべての「死亡情報」を収集して受け取った側の東京都が、その中で死因ががんの情報を利用していく、という流れになっているのですか。
地域保健課長	そのとおりです。区からは保健所を通じて、すべての「死亡情報」を東京都の地域がん登録室に送ります。それから医療機関からも、がんの情報が送られます。それを照合するということです。
委員	そうしますと、両方のルートから来たデータを突合して、何か新しい知見につなげていくと、そういうことになるのですか。
地域保健課長	はい。地域がん登録の目的が、1年間にその地域でがんにかかった方の人数とか、性別、年齢別、がん検診で見つかったがんがどのくらいあるかというような情報を集めて、それを基に今後のがん対策に生かしていくということです。東京都が死亡届、個票を閲覧すればいいのですが、「直接死因」というの

	<p>がありまして、その「直接死因の原因」というのもあります。「直接死因」が、がんの場合もあります。がんでない場合でも、「死因の原因」になったものががんであったというようなものもあります。そういったものがありますので、全例を送って、照合して分析をするということです。</p>
委員	<p>最後に、こういった情報はそもそも法律に規定されているのですが、この審議会になぜかかっているのかのご説明をお願いします。</p>
法務担当課長	<p>いまの件で申しますと、10ページの資料、わかりにくくて申し訳ございません。今回、報告・諮問事項説明書に記載がございますが、諮問の欄が「32」とありまして、そこを横に見ていただきますと、「外部結合」とあります。この外部結合について、諮問をさせていただいています。法律は、送ることは書いてあるのですが、やり方として外部結合まで書いてあるような法律というのはあまりないのです。住基法とかには、そういったものはあるのですが、通信、方法、こういったものについてまでは法に記載がありませんので今回諮問をしているところです。</p>
委員	<p>当区の条例に基づいて、個人情報の外部結合を諮問する、ということですね。</p>
法務担当課長	<p>はい。</p>
委員	<p>わかりました。以上です。</p>
会長	<p>ほかにございますか。</p>
委員	<p>「地域がん登録」について伺います。2007年に「がん対策基本法」が施行されて、かなり病状にかかる非常にセンシティブな問題も扱うので附帯決議ができました。個人情報との関連では、かなり厳しい課題があると思います。現在、地域がん登録は45都道府県1市で実施をされており、東京都はだいぶ遅いのかなと思うのですが、個人情報との関連では問題をどのようにクリアをされたのですか。患者情報、家族情報ということもありますので、その点についてわかりましたら教えてください。</p>
地域保健課長	<p>いま委員がおっしゃいましたように、45道府県ですでに実施されています。個人情報については、最小限のものということで「死亡個票」を利用します。それからこのシステム作りについては細心の注意を払いまして、先例の自治体等の状況も含めて今回構築しております。</p>
委員	<p>この諮問は、「外部結合」についてで、「情報の提供」についての根拠が統計法第33条ということになるのですね。統計法第33条の「調査票情報の提供」ということと、個人情報保護法や、条例との整合性はどのようになっているのでしょうか。その点を確認して、終わります。</p>
法務担当課長	<p>当区の個人情報保護条例では、例えば外部提供は、ご本人の同意というのが大原則です。それ以外については、根拠として法令がある場合があります。その次に、そういう根拠がない場合は審議会にお諮りするということになります。外部提供と収集も同じですが、区民の生命や財産の危険を、緊急に避ける場合において実施した場合は事後にご報告をいたします。ですから、今般、提供自体については法令上の根拠がありますが、外部結合については、他の多くの場合と異なり法律上に規定がありませんから、今回諮問させていただきました。</p>
委員	<p>「結核患者登録」の「外部提供をした個人情報の項目」で3ページの「医療費の負担状況」、4ページの「過誤調整の状況」は、具体的にはどういうことですか。それから、5ページの「諮問第29号」のセキュリティ対策のところ、で、「データの持ち出し管理及びウイルス対策を行う」とありますが、具体</p>

	<p>的にはどのようなことか、教えていただけたらと思います。</p> <p>次に、6 ページの、外部提供記録票の中の個人情報の項目で、6 番の「発生動向報告番号」、11 番の「排菌状況」、15 番の「指導区分」について説明をお願いします。</p>
保健予防課長	<p>まず、医療費の負担状況というのは、医療費が発生したかどうかという情報です。過誤調整というのは、結核の場合、公費負担の治療は決まっています、その基準外の治療費については、後から調整しなければならないということがあります。結核医療の基準というのがあります、これで使える治療だとか、検査だとか全部決まっています、それで調整することが主な項目です。データの持ち出しは通常業務ではあまりありません。</p> <p>あと項目で、「発生動向報告番号」というのは、これが先ほど私がシステムが2つ並列に動いていて、1つのシステムに振られる、いわゆる NESID 番号という番号があります、これとの、いわゆるユニークな重複のない ID 番号が、6 番に入るといことです。「排菌状況」は、簡単に言いますと、人にうつす状態か、うつさない状態かということです。「指導区分」というのは、もうすべて管理が終わっていますよ、という状態なのか、もうしばらく経過を見ないとならない状態なのか、まだ薬を飲み続けなくてはならない状態なのかというような区分と考えていただければ結構だと思います。以上です。</p>
委員	<p>そうしますと、例えば医療費はいくらかかったか、ここに記録されるということなのですか。それと、やはりデータの持ち出しがあるということで、そのときにどういうことに気をつけて、事故にならないようにするのかという対策のところを聞きたかったわけです。</p>
保健予防課長	<p>すみません。「公費負担医療費の負担状況」ということですが、公費負担の受給者番号というのがございます。この受給者番号と、公費負担の有効期限、平成何年何月何日までという、この2つの状況が、この医療費の負担状況に入ります。</p> <p>データ持ち出しの対策ということですが、結局これは一般論になるとは思いますが、持ち出すものは当然最小限にする。持ち出す場合には、誰が何月何日にどういう目的で持ち出したのかという記録を残して、しっかり追跡できるようにする。ほかの事業などでもあると思うのですが、一般的にはそういう対策になると思います。</p>
委員	<p>7 ページの個人情報の項目で、「提供する個人情報の項目」と「収集する個人情報の項目」と2つに分かれていて、同じ項目が並んでいます。なぜこうなっているのか。また、こういうふうにする必要があるのか、その辺のところを説明してください。</p>
法務担当課長	<p>この部分については、こちらで出すことは出すのですが、それをまた私どものほうで参照もできます。システムから、もらえます。こちらから出しますが、記録するサーバーは向こうにあり、私どもで見ることできる場合は、このような表現を取ります。ですから、記録が外にあるので、こちらから外部提供で出します。出すものは、区で記録をしていることが多いのですが、持っていなくても提供先からいつでも区がそれを参照できて、情報を入手できるという関係です。</p>
委員	<p>何となくわからないです。</p>
保健予防課長	<p>いまの説明に補足で、この収集する場合というのは、主に自治体をまたいで患者さんが移動してきた場合に、サーバーから個人情報の項目をダウンロード</p>

	して収集するという形になります。自治体間、自治体をまたいで患者さんが動くという場合を想定しています。
委員	11 ページの 4 番の「事件簿番号」について、説明してください。
地域保健課長	「事件簿番号」というのは、人口動態調査の死亡票の中に、そういう様式があります。その中に「事件簿番号」という表記がされている番号があるのですが、事件という表現がちょっとわかりにくいかと思うのですが、そのことが起こった番号という意味で、単なる整理番号と同じようなものと考えていただければ結構だと思います。
委員	後期高齢者医療被保険者の「結核医療費負担に関する業務」についてですが、東京都は広域連合を經由してこちらへ情報提供を求めたのですか。手続論といいますが、その辺のところはどうなのでしょう。構成員である各 62 の自治体に全部個別に行っているのか、広域連合を通して来ているのか。
保健予防課長	これは東京都から来ています。広域連合ではなく、東京都のほうから直接来ています。
委員	個別に、いわゆる広域連合の構成員である各自治体に直接来ているということですか。
保健予防課長	東京都では、このリストを使って、情報収集をするに当たりまして、各保健所、自治体に対し、該当者の住所、生年月日をまず情報提供します。それと同時に東京都は、国保連合会等々の医療費の支出を行っているところから、別に情報を得ます。この 2 つの情報を突合することによって、助成金の返還をすることになっております。
委員	広域連合の関係は、何かないのですか。
法務担当課長	確におっしゃるとおり、広域連合の事務ではありますが、広域連合というのは支払いについて自ら行わず、一般の場合は国民健康保険団体連合会を通じて支払事務を行っています。
会長	よろしいですか。
委員	あんまりよくないけど、しょうがない。そちらにはデータがないから直接こちらに来てると、こういうことですね。
法務担当課長	不本意ではありますが、基本的に東京都の助成事業でございますので、一番根幹の部分で言えば、東京都が集めるという考え方ではないだろうかということです。
会長	ほかにございませんか。それでは諮問第 27 号から諮問第 32 号までについて、決定ということにいたします。 では次に、報告第 23 号から報告第 25 号まで、それから諮問第 33 号から諮問第 43 号までについて、事務局から説明をお願いします。
報告第 23 号、報告第 24 号、報告第 25 号 諮問第 33 号、諮問第 34 号、諮問第 35 号、諮問第 36 号、諮問第 37 号、諮問第 38 号、 諮問第 39 号、諮問第 40 号、諮問第 41 号、諮問第 42 号、諮問第 43 号	
情報システム課長	報告第 23 号、報告第 24 号、報告第 25 号について説明する。 諮問第 33 号、諮問第 34 号、諮問第 35 号、諮問第 36 号、諮問第 37 号、諮問第 38 号、諮問第 39 号、諮問第 40 号、諮問第 41 号、諮問第 42 号、諮問第 43 号について説明する。
会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
委員	通常これだけの量の個人情報、重要なデータを預ける場合には、情報セキュリティの認証の ISMS とか、プライバシーマークを取得している事業所が選ば

	れます。杉並区においては、民間事業者の選定に当たってはそのような要件も入れる予定なのかどうか、そのところを確認の意味でお伺いいたします。
庶務課長	今回はプロポーザル方式で、業者を選定したいと思っております。その際には、いま委員がおっしゃったような認定があるか否かについても、十分加味して選定してまいりたいと考えております。
委員	委託事業者に渡すデータの中に氏名がありますが、果たして氏名が必要なのかお伺いします。特にこのどなたのメールアドレスか、ということは必要ないと思うのです。氏名は渡さず、メールアドレス、学校名、学年、クラスなどがあるわけですから、後でこれはどなたのメールアドレスなのか突合できます。例えばメールが届かなかったときには、これはどなたのデータだったか、この人は届かなかったので次からは削除しようとか、もしくは変更になったのか聞いてみよう、ということ是可以すると思うのです。学校名から回答区分まで9つのデータを必ず委託しないと、今回の業務ができないのかどうか。つまり、個人メールを送るようなことがあるのかどうか、ということで聞けばわかりやすいと思いますが、どうなっているのでしょうか。
庶務課長	今回の登録については任意ということで、各保護者にやっていただきます。その保護者の児童・生徒ですけれども、登録されているかどうかの確認を、学校側が画面で行います。その確認のために、このデータを外部に提供したいと考えています。
委員	登録されているかどうか、を誰が確認するのですか。
庶務課長	学校です。
委員	そのときに氏名がないと、わからないのですか。
庶務課長	例えば、生徒番号と名前が一致しているか、を確認する必要があるかと思えます。
委員	それは学校がそこで確認して、確認されたものを渡せばいいのではないですか。なぜ委託事業者に、渡さなければいけないのですか。根本には、渡す情報はなるべく最小限であるべきと思っています。それで支障がなければ、もしくは1つ手間をかけることで、渡さなくてもいいのであれば渡さないほうが万が一の場合、例えば漏洩などがあった場合にも被害は相当少なく済むわけです。つまりリスクヘッジにもなるわけですが、どうですか。
庶務課長	今回その加入については、学校側は関与いたしません。あくまで保護者の自由ということになりますので、どうしてもその確認作業を学校側でするために、生徒の学年、番号、名前が必要です。加入があったかどうかを確認しないと、加入しない方には電話連絡をしなければいけませんので、その辺の把握を十分にしたいと考えていますので、今回この提供が必要となります。
委員	つまり、保護者が提供するのだからよるしいのではないかと、ということと、学校もそのほうが事務が簡便で済むということですね。
庶務課長	事務は、簡便に済むと思います。学校側もリストでは持たない、画面で確認するだけということにしたいと思っております。
委員	納得はしないですけれども、理解はしました。委託するデータの中で、9番に「回答区分」というのがありますが、これは何ですか。
庶務課長	例えば、震災時に震度5弱以上の場合、学校は学校に子どもを留め置きます。留め置いた状況をメールするわけですが、現在引き取りが可能なのか、当面無理なのかという回答を求めるものです。
委員	震災時のメールというのは、業者から発信するけれども、その回答を今度は

	学校のほうにフィードバックしてもらおう場合があるということですね。
庶務課長	画面で確認いたします。
委員	先ほどお話がありましたように、これは対象者が4万人弱になります。お願いですけれども、セキュリティ対策を十分にしてほしいということです。ここで質問していいのかわかりませんが、メールを配信するとかしないとか、どの対象に配信するかということについては、誰が決定するのですか。ここで質問していいことなのか私も迷っていますけれども、対象者の範囲とか、どういう内容のメールを配信するか、というのは誰が決めるのでしょうか。
庶務課長	教育委員会としては、運用基準を設けてまいります。どういう場合に使うか、どこまで提供するのかについては、基準を設けてまいりたいと思っています。
委員	まだ作っていないのですか。
庶務課長	これから作ります。
委員	事業者が決まって、父母にメールアドレスを募って、それからということになりますね。6月までには決まるということですか。
庶務課長	6月を予定しております。
委員	なぜ質問したかということ、4万人もの人に一斉にメールが届くわけです。それが、きちんとした正確なものなのかどうか、あるいは送られなくてもいい人に送られてしまうのではないかと、という心配があります。きちんとした基準を作って、その辺は議会のほうにも了解をしてもらう必要が、もしかしたらあるのかと思います。間違いがないように、過度の不安を招かないようにという事が大切だと思いますのでよろしく願いいたします。
委員	いまの件に関連してですが、運用基準を作ることは大変いいことで、重要なことだと思います。その内容によってこれの使い方が決まってくるので、できたらこの審議会に報告をしていただくことをお願いしたいかがでしょうか。そのほうが、なお構造がはっきりしてまいります。これはお願いです。
会長	いまのお願いは、いかがでしょうか。
庶務課長	了解いたしました。
委員	民間事業者は、会社の規模でいうとどういう規模なのか、プロポーザルで決めるという話が先ほどありましたけれども、そのところをもうちょっとわかりやすく説明をお願いいたします。
庶務課長	web配信業者は、かなり多数あるようで、現在調査して、4社ぐらいに絞っています。資本金は、数十億円程度の会社があるようです。現在調査を進めているところですが、4社ぐらいに絞ってプロポーザルを実施したいと考えています。
委員	加入に当たっては、学校側や保育園は関与しないのだ、という先ほどの答弁でした。個々人でやってくださいとのことですが、そのようにしたのはなぜですか。
庶務課長	先ほど他の委員からもありましたが、学校の事務手続の簡便性もあります。個人情報について、学校ですべて持たないようという考え方です。
委員	万が一何かあったときに、いろいろなやり取りをするわけです。今日は帰れないから泊まってこいとかを、登録してある子どもがいる、登録していない子どももいるということになると、その子どもに関して保護者との間でメールで連絡をしなければ、電話が繋がらなければ知らせないままです。そういう扱いで、このことをやるのだということですか。
庶務課長	3・11の際に電話がかなり使えなくて、保護者もかなり心配されたというこ

	とで、今回はメールシステムで配信します。どうしても加入していただけない方については、情報が遅れるというのはやむを得ないと考えています。
委員	こういう審議会を通して確認しながらやるわけですから、そういうことがあったので、できるだけ加入してください、ということで作るといいですか。
庶務課長	はい。ただ今回は教育委員会のほうで対応指針を決め、震度5弱以上の場合には必ず学校に留め置くという基本的方針を定めましたので、震度5弱以上の場合には、子どもはもう帰らない、学校にいるということは、保護者にご理解いただけたと思います。
委員	16ページの「教育指導」のところの、「対象となる個人の範囲」のところ、「児童・生徒、その保護者及び関係者」とあって線が引いてあります。このところが新しい部分ですが、「関係者」というのはどこまでの範囲なのですか。
庶務課長	先ほど若干説明しましたが、例えば震災絡みで言うと、学校の場合には震災救援所が立ち上がります。ここに運営連絡会という組織もありますので、この運営連絡会の方、町会等で登下校の見守りをやっていたりしている方もいますので、そのような方を想定しております。
委員	学校とかその場所、場所によって、関係者の範囲がいろいろ違うということですか。全体的に言うと、どういう人まで入るのですか。いま言った人だということですか。
庶務課長	学校ごとにその区分を設定いたしますので、例えば見守りをやっている学校、やっていない学校もありますので、そこで学校ごとによって変わってくると思います。
委員	教育委員会や保健福祉部と、保護者との関係はどうですか。
庶務課長	直接教育委員会と保護者の関係というのは、3・11の場合はそれほどなかったのですが、教育委員会から学校への情報提供というのは、今回はなかなか難しいことがありました。これらについては、区役所市内のネットワークシステムが今回はダウンしましたので、携帯電話によって教育委員会と学校間の連絡はとっていきたいと思っています。
委員	皆様がいくつか聞かれましたが、そもそも去年の3月11日がきっかけになっているということです。保護者の皆さんの要請と申しますか、去年の震災を受けての動きがあったのだと思うのです。その点については、いかがなのでしょう。
庶務課長	PTAの方からも、昨年の予算要望で、このメール配信システムについてはご要望がありました。
委員	膨大な何万という情報を、民間事業者が受けとるわけですが。去年の震災の影響で、全国的にそういう動きがあるのかと思います。先ほど、4社の事業者を一応見込んでいます、という答弁がありました。現状全国の動きと申しますか、この4社の、他の自治体での実績はいかがでしょう。
庶務課長	23区の例で申し上げますと、私どもが知っている限り、学校については20区弱が利用しているようです。これらの利用実態についても当然調べてまいりたいと思います。
委員	私はここの委員という立場よりも、小学生の保護者としての立場で発言させていただきます。今回のメールシステムに関して、これまでPTAの連絡網に関して基本的対応は、各学校でいろいろになっています。基本の電話連絡網のほかに、メールシステムを持っているPTAもあります。ただPTAが契約をし

	<p>ていて、保護者がある程度の負担をしています。それは、保護者が希望してやっていることです。その後3・11とか、今年の台風のときの情報が錯綜して、なかなか電話連絡網が伝わらなかった。こういう子どもたちの安全に関することに関しては、やはりPTAだけの負担でやるよりも、区のほうに是非お願いしたいということの要望が多かったので今回導入していただいた、ということが背景にあるということをご理解いただければと思います。</p>
会長	それはご意見ですね。
委員	はい、そうです。
委員	<p>教えてもらいたいのですが、22ページと23ページには同じようなことが書いてあります。「委託先との授受の方法」として、閲覧文書、磁気媒体、その他(インターネット)と書いてありますが、これはどれを使ってもいいということなのですか。</p>
法務担当課長	<p>表記がわかりにくくて申し訳ありません。いちばん下の欄の が付いている「その他(インターネット)」を使ってまいります。</p>
委員	インターネットのみ使用するということですか。
法務担当課長	はい、インターネットを使います。
委員	<p>そうすると、委託先との授受の方法の「閲覧」、「文書」、「磁気媒体」は使わないということですか。</p>
法務担当課長	委託先との授受の方法は、インターネットを使ってまいります。
会長	<p>ほかにないようでしたら、報告第23号から報告第25号までについては報告を受けたことにいたします。諮問第33号から諮問第43号までについては決定といたします。次の報告第26号及び報告第27号、諮問第44号から諮問第46号について事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>諮問第44号 報告第26号 報告第27号、諮問第45号、諮問第46号</p>	
情報システム課長	諮問第44号について説明する。
法務担当課長	<p>報告第26号について説明する。 報告第27号、諮問第45号、諮問第46号について説明する。</p>
会長	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>報告第26号についてお尋ねします。今回この5つの情報(氏名、住所、性別、生年月日、本籍地)を収集するわけですが、これらはどの段階で収集するのですか。「さざんかーど」などを使って、公の施設の利用申込みをしたときなのか、それとも、この人は暴力団関係者ではないかと疑義が生じたときなのか確認をお願いいたします。</p>
地域安全担当課長	<p>具体的な例としては、本人が暴力団員であるとの言動があった場合には、窓口の職員が地域安全担当に対し連絡を行うことになっています。</p>
委員	<p>ということは、普通に公の施設の利用を申請したときに、収集されるわけではないということですね。</p>
地域安全担当課長	<p>窓口に来た場合は通常の作業がありますのでタイムラグがあり、これについては後日当課に連絡が入るようになっています。</p>
委員	もう一度、説明してください。
法務担当課長	<p>いまおっしゃったさざんかネットのときには、ご本人が登録カードでそのまま行いますから、その申込みの申請のときにはそういう疑いを差し挟めませ</p>

	ん。そういう形的时候には、それはできません。ここで想定しているいちばん簡単なケースが説明欄にあります。が、さざんかネットの場合は事後実際に現場で行っているときではないかと考えております。
委員	では例えば、住民票を取りに窓口へ来た場合はどうですか。暴力団関係者という疑義を抱いたとしたら、そのときに本籍地まで情報を収集するというのでしょうか。
地域安全担当課長	そういう状況があれば、その申請の内容からも見てそういう疑義が生じた場合には職員から課長に報告が来ます。その後課長から当課に「こういう者が来ている」ということで連絡が来るようになっています。
委員	その判断は、課長がするのですか。警察に照会するのでは、なかったですか。
地域安全担当課長	その場合に必ず担当の主管課長から、危機管理室のほうに依頼が来ますので、主管課と当課で判断をして警察に照会いたします。
委員	そのときに、生年月日等は申請書の中に書かれている事項かもしれませんが、本籍地までの情報を収集するということですね。
地域安全担当課長	そのとおりです。
委員	4情報に加えて本籍地の情報がなぜ必要なのかということと、どのようにしてこれを収集するのかを伺います。
地域安全担当課長	警察のデータベースでは氏名、住所、生年月日、本籍地を登録して判断することになっています。これに基づいて、警察のほうでは該当するかどうかということをやっています。
委員	暴力団関係者が、通称を使っていたりということはありませんか。それでも、きちんと調べられるものなのですか。
地域安全担当課長	個人照会については、警察のほうも必ずきちんとした名前を登録しますので、通称名では登録していません。
委員	本籍地がなぜ必要なのかを、もう一度よく教えてください。
地域安全担当課長	居住地は移動する方が結構いらっしゃいますので、本籍地でやっています。
委員	この場合の本籍地は番地まで書いたものですか、それとも都道府県名だけですか。
地域安全担当課長	詳細に分ければ一番いいのですが、ある程度わかる範囲で、いまのところ都道府県でもわかるようになっています。できれば具体的にわかるほうがいいと思っています。
委員	本籍地の情報は、すぐにわかるような仕組みになっているのではないですか。ほとんどの自治体が、今は戸籍ネット、住基ネットワークなどにも加入していますから、その方の本籍地の番地まで調べることは、瞬時に可能なのではないですか。
法務担当課長	いまおっしゃっているのは、申請時に杉並区がご本人から聞くかということですか。これは最大限の場合で、本籍地が必ず収集できるとは限らないわけです。いまおっしゃっているとおり、窓口の外見上そういう人が威圧的に申請されて、その方の申請を認めることが、暴力団の活動を助長するという疑義を持った場合に照会を行うのであって、一般的に窓口では本籍地まではわかりません。住所と氏名しかわかりませんから、それを警察のほうに照会すると、警察では持っていることが多いので、警察から貰うことのほうがケースとしては多いと思います。
委員	そうですね。本籍地がないと、通常の4情報だけでは本人を特定できないから、本籍地もこれに加味しているのだというのがいまの話でした。どちらに

	しても疑義があったときには、警察へ問い合わせるわけですから、そこで本籍地も知ることができるわけですね。
法務担当課長	はい。
委員	私が言いたいのは、疑いを持っただけでなぜこんな情報まで収集しなければいけないのか、ということなのです。警察に照会するのだし、本籍地を収集するのはそんなに難しくありません。それから、やろうと思えば住基ネットを使ったり、戸籍の附票だって今はネットワークに入っていますから、かなり簡単にはずです。
地域安全担当課長	警察に照会する場合には、氏名、年齢、本籍地、あとは居住地がわかればいいのですが、これを警察に照会をしてデータベースを調査することになっています。これがあれば、照会は早急にできることになっていますので、要件として本籍地が入っています。
委員	そのときに警察へ照会するときの手段は、どのようになっているのでしょうか。
地域安全担当課長	区のほうから、警察へ照会文書を出すようになっています。
委員	照会文書を出すということだと、結構時間がかかるように思います。住民票を取りに来たら、せいぜい10分かそこらで出るはずなのに、なぜ30分も待たされるのだろう、1時間にもなるのだろうということがあり得ることになるのでしょうか。
地域安全担当課長	特にそういう早急な書類については、区では時間をかけることは考えていません。今後、そういう支障がないように詰めていくつもりです。警察のほうは、こういう照会があった場合には、該当があるかないかはデータベースで瞬時にわかるようになっています。
委員	すぐわかるのならお待たせしなくていいわけですが、先ほど文書で照会することでしたが、その文書はすぐ出せるのですか。
地域安全担当課長	電話では、やり取りいたしません。必ず文書で、警察に照会することになっています。これでは後手に回るのですが、それでも構わないと思っています。
委員	口頭ではないのが、当然だと思います。その文書というのはファクスですか、電子メールですか、それともPDFですか。
地域安全担当課長	様式が定められているものに記載し、決裁を受けた後に警察へ持っていきます。
委員	警察からはどのような形で、情報提供を受けるのですか。電子メールなのですか、PDFなのですか、ファクスなのですか。
地域安全担当課長	これについてはファクスとかメールではしないで、「人」対「人」といいますが、必ず向こうへ行って受領するようにしています。
委員	杉並区役所から、向かいの杉並警察署まで取りに行くということですか。
地域安全担当課長	はい。
委員	文書での照会も、そのようにするのですよね。
地域安全担当課長	そうです。
委員	区職員が警察署で待っていて、もしくは一旦引き上げてきて、警察のデータベースで照会してもらい、その後直接受け取るということですか。
地域安全担当課長	あくまでもこの目的は、暴力団の活動を助長するかということですので、本人が瞬時に暴力団員かわかるということは問題にしておりません。これについては条例上も、暴力団員であるということだけでは問題にしていません。暴力団員であるとわかった段階で、こちらはその活動が暴力団の活動に資するかと

	<p>いうことを判断する材料になりますので、暴力団員であるということは問題にする必要はありません。</p>
委員	<p>ここは情報公開・個人情報保護審議会ですから、どのようにしてその情報を収集するかということを知っているわけです。疑義があったときには、まず文書で警察に照会し、その回答を文書で直接受け取る、ということまでは確認いたしました。</p>
地域安全担当課長	<p>交付を受けたときにそれを確認いたしますので、そういうやり取りの時間はあると思います。</p>
委員	<p>杉並区には3つの警察署がありますが、暴力団の所属はどうなっているのでしょうか。すべて杉並警察署で一括して交付されるのですか。</p>
会長	<p>それは、本審議会とはあまり関係ないのではないですか。</p>
委員	<p>いいえ。本籍地の情報を取る、また、それをどういう形で取るかというのはとても重要です。しかも、これは条例が昨日の委員会で評決されましたが、まだ議会では可決されていないのです。そのような時点で情報公開・個人情報保護審議会で報告されているのですから、非常に重要な問題です。</p>
地域安全担当課長	<p>このデータベースというのは、各署に全国の暴力団のデータがあります。それについては、1つの警察署へ行けばわかるようになっています。</p>
委員	<p>はい、わかりました。</p>
委員	<p>個人情報登録票の記載の仕方ですが、33ページで本籍地についての審議を知っていると、場合によっては「番地」まで入るなら、それは「本籍」なのは。「本籍地」というのは例えば「杉並区」なのです。記載の仕方としてここは「本籍」と書くほうが妥当ではないですか。</p>
法務担当課長	<p>大変申し訳ありません。いまのお話ですと内容としては地番が入ることがありますので、「本籍」と訂正させていただきます。</p>
会長	<p>「地」は取るのですね。</p>
法務担当課長	<p>はい。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
委員	<p>本人を確認するのに、本籍地では同姓同名もいることがあります。これは何のためにやるのですか。誰でも取りに来て、住民票とか戸籍謄本を簡単に渡すわけではないでしょう。</p>
地域安全担当課長	<p>はい。</p>
委員	<p>本人でも渡さない。</p>
委員	<p>本人に渡すときに、区役所ではどうやっているのですか。本人か、本人でないかはどうやって確認しているのですか。</p>
法務担当課長	<p>身分証明書の提示をいただいて、本人確認をさせていただいて住民票を交付しております。</p>
委員	<p>運転免許証とか、少なくとも保険証とか、そういうものを持ってきて一応確認して出すわけでしょう。</p>
法務担当課長	<p>はい。</p>
委員	<p>もし、この人が暴力団員かもしれないという疑問があれば、この人が暴力団に所属しているかどうかということを知りたいわけじゃないですか。そのときは、警察署に尋ねるわけでしょう。ですが、警察が特定できないものを、どうやって区役所が特定するのですか。そういうときにこれを見れば、暴力団を排除するような方法をとるとか何とか言っているのでしょうか。だけど、これは排除しようがないのではないですか。</p>

地域安全担当課長	そのデータは警察にしかありませんので、警察の情報に基づいて判断することになっております。
委員	それだけですよね。
地域安全担当課長	はい、そうです。
委員	<p>それで、もし事件が起きれば、これは刑事事件として措置するよりしようがないのです。かえって単なる疑いで、出さないとか、出すとか言っていたら区役所が争いの中に巻き込まれます。逆に慰謝料をよこせなどと言われて高いものになってしまいます。その辺まで言ってきたら、これは事件として起こすよりしようがないです。そういうことです。</p> <p>もう1点聞きたいのですけれども、30ページですが、これは仮免許を出しているのですよね。この仮免許で督促件数が36件だ40件だ、38件だとあるのですけれども、督促して仮免許は返ってきているのですか、それとも督促だけで返ってきていない数をここへ載せているのか、督促して何件返ってきているのか、その辺はどうなのですか。</p>
課税課長	30ページに書いてあるのですが、これは「仮免許」ではなくて「仮ナンバー」です。「規模」に書いてありますが、督促件数は、例えば平成22年度は38件です。これはお手紙を出したり、最終的にはそのご自宅にお伺いして「返してください」と申し上げます。その左隣にあるように、未返却件数が平成22年度は7件でした。これについては、31ページの記録項目22番にもありますが、失効告示をするという手続になっております。
委員	これは関連しているのですね。
課税課長	そういうことです。
委員	事件数と、回収できないものと、督促と絡まっているということになるわけですね、わかりました。
委員	33ページの個人情報登録票の、個人情報の収集の目的の部分なのですが、これは区で出している補助金とか施設を使いたいから、何か申請を行った場合に暴力団を排除するのか、それとも各種証明書すら暴力団には出さないのか、ここが曖昧で読みづらいところです。例えば交付金を出すのに、暴力団に出したらまずいというのは一般論でわかるのですが、各種証明書が欲しいと言った場合に、暴力団員には証明書も発行しないのかどうかという点をお聞きします。
地域安全担当課長	考え方なのですが、暴力団員だからといって、申請をすべて排除するという目的ではありません。公の施設で暴力団の襲名披露をやる、とは言わないと思いますが、それで来たときにはそれを防止するということがあります。補助金の関係なのですが、例えば補助金を暴力団の活動に使うことは考えられると思いますので、そういうのを防止しようということです。特に暴力団員だから、家族だからということですべて排除するわけではありませんので、それはご了解ください。
委員	報告第27号、34ページについて質問します。「すぎなみしゃべり場」と「済美日曜教室」との統合のような形で進むと理解していますが、「内容」のところ「ボランティアの協力により運営してきた。しかし、参加者が・・・その対応には専門的知識や経験が必要となってきた」という書き方になっています。今やっている「すぎなみしゃべり場」とか「済美日曜教室」の対応が、これからは不十分になるというふうな表現と受け取れます。それで、ほかの優秀な「民間事業者」というふうにつながってくるのではないかと思います。

	<p>今やってきたものいいと言いながら、しかし専門的な知識や経験が必要と言ってきたとなると、いままでの「済美日曜教室」や「すぎなみしゃべり場」でやってきたことと全く別なものになるのですか。そうすると、データの引き継ぎというのは無意味になるのかと思います。いままでの経験をそのまま継承していく、発展させていくという方向で諮問・報告がされるべきではないかと思います。ここで話すのが適切かどうかちょっと疑問なのですが、データの継承から言うと、そういう問題が出てくるかと思います。</p>
法務担当課長	<p>私の部分で、説明がちょっと足りませんでした。この2事業は統合しますが、委託をするのは「すぎなみしゃべり場」のほうだけです。「済美日曜教室」のほうは委託しません。時代の変化に伴い業務登録が多くなってきていますので、予算とかそういうものと数を合わせていくために統合しました。先ほどご説明したものは、統合した事業の全部ではなくて、「すぎなみしゃべり場」のほうの事業を委託するという事です。</p>
社会教育スポーツ課長	<p>いまお話がありましたように、「済美日曜教室」のほうは現状のままです。「すぎなみしゃべり場」については、この事業は当初からボランティアの方々力で運営してまいりました。それが、いまは心の病等を抱えた方が多くなり、やはり専門的なアプローチが必要になってきました。また、専門的なアプローチができるNPO法人等が育ってきている、という判断の下で委託するものです。また、委託に当たっては現在やっているボランティアの方々との引き継ぎ等も十分に行い、委託化を目指します。</p>
委員	<p>了解しました。</p>
委員	<p>いまの「すぎなみしゃべり場」と「済美日曜教室」の件なのですが、複雑で繊細な問題を抱えた青少年が対象ということなのですが、NPO等で専門的なアプローチができるところが育ってきたということをおっしゃいました。だから委託するのだということなのですが、この民間事業者の管理・運営というのはいまの答弁でいくと、そういう所を想定しているということによろしいわけですか。</p>
社会教育スポーツ課長	<p>事業者に対して、その事業の管理・運営をさせるかという意味によろしいですか。</p>
委員	<p>そういうことです。</p>
社会教育スポーツ課長	<p>当然区も一緒に運営します。各個人の問題の特定、いま抱えている悩み等については、事業者が中心になって聴取をして、社会復帰に向けた支援計画等を作っていただくという流れになると思います。</p>
委員	<p>区がかかわっていながら、人数の問題はあると思うのですが、わざわざ民間事業者にこの事業の名簿の管理も含めて、やらせる必要があるのかというのがすごく疑問なのです。その点はいかがでしょうか。</p>
社会教育スポーツ課長	<p>登録される方は多くて50名で、現在は36名です。来たり来なかつたりという状況もありますので、10名前後での運営です。そのの方々の中には1回就労に失敗したりしている方もいらっしゃいますので、きめ細かな対応が必要になってくるということです。一括りの大人数で、集団的なプログラムで事業運営をしているというような事業ではありません。やはり、個々に細かく対応する、それには専門的な知識を持った、経験のある事業者の力をお借りして運営し、社会参加への復帰率を高めたいということです。</p>
委員	<p>先ほど話に出ましたが暴力団排除条例は、昨日財政委員会でのやり取りを終えてそこでは一旦通っていますが、条例制定には至っていません。そういう状</p>

	況の中で、本審議会で報告した理由は何ですか。
政策法務担当部長	<p>暴力団排除条例に限らず、毎年そうなのですけれども新年度4月から行われる新しい事業は、当然まだ予算も議決されておられません。それも含めて例年2月のこの審議会の案件として、個人情報を取り扱うことについてあらかじめご審議していただいております。これまでもそういう経過でした。</p> <p>たまたま今回は、現在提案されております条例案ということで、ただいまのご発言になったかと思えますけれども、それは条例案に限らず新規の事業、予算事業についてもいま提案中ですけれども、それはそれとして個人情報の取扱いについてはあらかじめ審議会に、このタイミングでないとお諮りすることができませんので、時期的にこの機会で作らせていただいております。これまでもそういう取扱いでさせていただいております。</p>
委員	本来は「案」とすべきだと思います。決まったものとして書かれているということからちょっと気になりました。
政策法務担当部長	それは、ちょっと不適切で申し訳ありませんでした。「案」とすべきだと思います。
委員	暴力団排除条例に関してですが、32ページの報告・諮問事項説明書のほうは丁寧に書いてあっていいのですが、33ページの「個人情報の収集目的」のところに、諮問事項説明書にあるような「当該活動が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると判断した場合に」というのは書かないのですか。書いてあると、むやみにやるのではないというのが、わかると思うのですが、このままの文面だと、暴力団かなと思ったら全部問合せするようなニュアンスになってしまうのかという感じなのですが、いかがでしょうか。
法務担当課長	委員がおっしゃっているのは、33ページの「個人情報の収集目的」の表現ということで、一般的にはここへ書かないのではないかと、ということですか。
委員	違います、こういう表現になるのかなど。説明書きにあるような、そういうものを入れないのか。目的の肝心な部分が、あるではないですか。
法務担当課長	なるほど。
委員	暴力団が襲名披露をするのには使わせないとか、許可しないということでしょうか。
法務担当課長	<p>はい、おっしゃっているところは条例の全体的な目的というか、どこでどう捉えるかということだと思います。この個人情報登録票は、より直接的な目的を書いているほうが限定的になるのではないかと、このように書いてあります。</p> <p>一般的に個人情報の収集目的が大きいところ、2つ書けばいいのですけれども、これ以上長くなってくるわけです。いまおっしゃっているような、広い目的を書くだけだと雑駁ですから、たぶんここまで書くのがいちばん正確な書き方だと思うのです。おっしゃっているのは、「当該活動が暴力団の活動を助長し、暴力団の運営に資する」ということですか。</p>
委員	説明書きにあるようなことを、収集目的の中に入れられないのか。入れないものなのか、その辺の話をいま聞いているわけです。これだとこっちのほうが広がってしまいます。
法務担当課長	すみません。いちばん具体的な事実ということでいちばん下のところに書いたのですが、「申請に起因する活動が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するか否かを判断した場合に」というのを入れるのでは。
委員	いや、それはわからないでしょう。

法務担当課長	はい。
委員	収集目的だから難しいよね。こっちは目的は暴力団排除だけれども。
法務担当課長	3行目の「照会を行い」と「必要な措置を講じるため」の間に、いま申し上げた「当該活動が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると判断した場合に必要な措置を講じるため」を加えます。
委員	その辺は、法務担当で検討して。
法務担当課長	そういった規定をこの間に入れさせていただきます。失礼いたしました。
委員	要するに、暴力団関係者かどうか照会する以上、客観的に疑いがあるという場合だろうと思うのです。その時に、疑いだけでは困るから、警察に聞いてみますというのが常識ではないですか。それは、「各種交付に当たり警察に対して」として申請してきたら尋ねるというのでは甚だ失礼な話です。やはり、そこには客観的な疑いを持つものがあるからやるのであって、そうでないのかな。それならば、「そういう支障を生ずる疑いがある場合」ぐらいにしておいたほうがね。表現の問題です。本音は疑いを持ったときでしょう。
委員	この「事務事業の概要」の書き方についてはご指摘があったわけですがけれども、次回からはそういう精神を活かして書いて、ここのところは改めて書き直して議事録に残す必要はないのではないかと思います。要するに内容は論議していただいてわかりましたから、それでいいのではないのでしょうか。ただ、書き方が不親切だったという面があったかもしれませんが、それは今後ほかの場合に気をつけて、わかりやすく書いてもらおうと。ここは別に手を付ける必要はないのではないですか。
会長	いまのご意見でいかがですか。
委員	趣旨がわかりましたので結構です。
会長	ほかにないようでしたら、諮問第26号及び報告第27号は受けたことにいたします。諮問第44号から諮問第46号までについては決定といたします。 次に、報告第28号と、諮問第47号から諮問第53号までについて事務局から説明をお願いいたします。
報告第28号、諮問第47号、諮問第48号、諮問第49号 諮問第50号、諮問第51号、諮問第52号、諮問第53号	
情報システム課長	報告第28号、諮問第47号、諮問第48号、諮問第49号、諮問第50号、諮問第51号、諮問第52号、諮問第53号について説明する。
会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありますか。
委員	最近、各団体、特に役所、報道機関への標的型攻撃メールがあるようですが、杉並区も官庁ですから、狙われる可能性があります。それは電子メールを通じて来るわけです。ですから、細かい対策についてはご検討いただくことにして、インターネット回線で電子メールのやり取りをする場合には、標的型の攻撃があるのだということを前提に管理・運営をして、情報システム課とよく協議をしていただきたい。 模擬的に標的型の類似のメールを出すからという警告を発しても、結局1割の職員が、過ちを犯したというデータがありますので、管理者としては職員に相当徹底して教育していただき、区民に迷惑がかからないように努力をしていただきたいと思います。これは意見として申し上げておきます。
委員	質問です。39ページの個人情報登録票とか、ほかのページに「容姿」というのがあるのですが、個人情報の登録に容姿が必要なのですか。
文化・交流課長	情報誌に載せるときに、例えば講師とか演者の顔写真とか、そのような類の

	ものです。
会長	ほかにいかがですか。それでは、ご意見、ご質問がないようですので、報告第 28 号については、報告を受けたものとします。諮問第 47 号から諮問第 53 号までについては、決定といたします。 では、次に報告第 29 号、諮問第 54 号から諮問第 58 号までについて、事務局から説明をお願いします。
報告第 29 号、諮問第 54 号、諮問第 55 号、諮問第 56 号、諮問第 57 号、諮問第 58 号	
情報システム課長	報告第 29 号、諮問第 54 号、諮問第 55 号、諮問第 56 号、諮問第 57 号、諮問第 58 号について説明する。
会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありますか。 それでは、ただいまの報告第 29 号については、報告を受けたことにいたします。諮問第 54 号から諮問第 58 号までについては決定といたします。 では、次に報告第 30 号から報告第 32 号まで、諮問第 59 号から諮問第 61 号までについて、説明を事務局をお願いします。
報告第 30 号、諮問第 59 号 報告第 31 号、諮問第 60 号 報告第 32 号、諮問第 61 号	
法務担当課長	報告第 30 号、諮問第 59 号について説明する。 報告第 31 号、諮問第 60 号について説明する。 報告第 32 号、諮問第 61 号について説明する。
会長	それでは、ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありますか。ご質問、ご意見がなさそうですので、報告第 30 号から報告第 32 号までについては、報告を受けたものといたします。諮問第 59 号から諮問第 61 号までは決定といたします。 次に、報告第 33 号から報告第 37 号まで、諮問第 62 号について、事務局から説明をお願いします。
報告第 33 号 報告第 34 号、報告第 35 号、報告第 36 号、報告第 37 号、諮問第 62 号	
法務担当課長	報告第 33 号について説明する。
情報システム課長	報告第 34 号、報告第 35 号、報告第 36 号、報告第 37 号、諮問第 62 号について説明する。
会長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありますか。
委員	外国人の国籍・地域とありますが、例えば地域というのはどのような範囲でしょうか。
区民課長	地域ですが、台湾、パレスチナです。ヨルダン川西岸地区、ガザ地区が地区として具体的に考えられます。
委員	地域に関連してですが、台湾の人はいままで「中国」と表記をしており、「台湾」にしてほしいというご要望がありますが、杉並区ではいまはどうなっているのですか。
区民課長	外国人登録法については、国籍という定義になっておりますので、中国という表記をしており、7 月以降、台湾という表記も可能になります。
委員	その「台湾」というのは、「国籍」という扱いになるのですか、それとも「地域」という扱いですか。
区民課長	地域という扱いになります。
委員	国籍は中国で、地域は台湾という表記ですか。

区民課長	はい。
委員	いまの外国人登録法の時点で、自治体によっては「台湾」という表記をする所もあると聞いていますが、杉並区はいまは特にそういう扱いをしていないということですね。
区民課長	はい、そうです。
委員	わかりました。あと、外国人住民票がいよいよ本格的に始まるわけですが、例えば日本人の住民票ですと、閲覧は誰でもできるようにはなっていません。例えば調査会社が正当な目的でといった場合には住民票の閲覧なども許していますが、外国人の住民票もそういった扱いになりますか。
区民課長	外国人の住民票についても日本人と同様、住民基本台帳法の住民票の写しの請求、閲覧の請求の規定が適用されますので、本人確認等を厳格に行いながら、また、第三者からの請求については、請求理由の確認をきちんと行いながら対応していくこととなります。
委員	第三者からの閲覧請求について、住民票の大量閲覧などが実際にはあり得るということは、日本人でもなかなか知らないかもしれません。まして外国人は知らないと思います。外国人登録法では本人でさえもなかなか見せてもらえないといった情報だったのですが、それが今回は本人の請求ではなくて、第三者の請求で見られることがある。そうすると、ある時知らない所から、例えばダイレクトメールや、アンケートが来ることもあり得るわけです。そういったことについての説明はきちんと伝わっていますか。
区民課長	閲覧制度については、現在、制限が非常に厳しくなって、いわゆる官公庁、それから官公庁に準じたそういう団体の世論調査的な、公的な調査に限定されているという状況です。現在も外国人の皆様については、外国人登録済証明書という住民票に準じるような形で本人が交付を申請したり、債権債務の関係の中で債権者が請求する場合があります。それが住民票という形に変わりますので、制度の変更について仮住民票の通知等の中で、しっかり周知してまいりたいと考えています。
委員	きちんと、周知をしていただきたいと思います。個別の細かいことについてですが、登録している情報の中に顔写真というのがあります。例えば 69 ページの「心身等の情報」に「顔写真」というのがありますが、これはどういうデータで保存されるのか。つまり写真そのものを貼ってあるのか、今回、在留カードの情報も登録するようになったわけですから、カードの IC チップに含まれている情報ということですか。顔写真はこういった形ですか。
区民課長	個人情報登録票の顔写真については、従前から本人確認の中で免許証のコピーをいただいたり、住基カードを作成する場合には顔写真を用意していただくということがあるので、そういった情報が区の手元にあり、在留カードの写真の情報については、あくまでも入管（法務省）のほうで管理するデータです。
委員	いまの説明ですと、顔写真というのは本人が任意、もしくは必要に応じて収集して、区が情報として持っているということですが、全員から収集するのではないのですか。
区民課長	そういうことはありません。外国人について、住民基本台帳制度の中で、全員から収集するという性質のものではありません。
委員	通称についてですが、外国人登録法の際には通称が記録されていましたが、今回は在留カードになって通称は収集しないと聞いていたのですが、相変わらず通称も登録するということですか。

区民課長	通称名については、国の法令の中で最後まで議論のあったところですが、外国人の本名というか、そのほかに通称名についても、住民基本台帳の記録項目とするという規定になりましたので、希望する方については、通称名を記録、管理していくということです。
委員	在留カードは先ほどの説明では、入国管理局の管轄でということでした。今回の記録の中では、在留カード記載事項と書いてありますから、カードに記載されている情報、券面の情報だけではなく、ICチップの中に登録されていることなども、すべて杉並区としても登録していくという趣旨ではないのですか。もしくは在留カード記載事項というのは何を指すのですか。
区民課長	個人情報登録票に、69 ページで「在留カード記載事項」、あと電算入力記録票に具体的には「在留カード等の番号」、「在留資格・区分」、「在留期間及び満了日」とありますが、これはあくまでも住民票の記録項目、例えば住所、前住所、続柄といった項目と同様に、外国人特有の記録項目として、先ほど国籍、地域と言いましたが、そのほかに在留資格、在留期間、在留カードの番号といった項目を住民基本台帳そのものに記録をしていくということです。
委員	そうすると、そういった在留カードに記載する項目は、本人が入国管理局に届けなければいけないわけですが、変更があった場合には市町村にも届け出るということですか。それとも入管のほうから、情報が流れてくることになっているのですか。
区民課長	在留カードの内容の変更については、区に法務省端末が置かれて、法務省から各市町村に最新データが寄せられ、その情報によって住民票の状態を最新状態に管理していくことになります。
委員	私などがいちばん懸念しているのは、いままでいわゆる不法滞在の方であっても、子どもがいた場合には学校に入学することができたわけで、その辺がいい意味でアバウトだったのです。今回は在留資格を厳格に把握するということから、こういった改正がなされたわけです。しかもいまのご説明ですと、リアルタイムで在留資格もしくは期間が切れているかどうかもわかるようになるわけですが、そうすると「あなたは不法滞在ですから、お子さんは学校に入学はできませんよ」とか「証明書を出せませんよ」となるのでしょうか。例えば「住民票はあなたにはもう出せませんよ」とかそういったやり取りは、今後窓口で行われるようになるのかどうかです。
区民課長	今回の住民基本台帳法の改正によって、住民基本台帳に登録する外国人は、在留期間が3カ月以上ということになるわけですが、3カ月未満の方というのは、いまの外国人登録の中でもかなり数が少ないという状況です。現状においても在留期間を満たさない、または今後住民基本台帳に登録されない方についても、何らかの形で各所管、所管で行政サービスの対応をしている部分もありますので、それについては各所管の法律の中で対応していくことになるかと思えます。ただ国のほうから、そういったところについてどういう対応をするかについては、まだ細かい通知はきていません。
委員	いまのところは区としては、従前と同じように対応するつもりだが、今後国の通知によってはどうなるかはわからない。区としてはそれに粛々として、従っていくということでしょうか。
区民課長	原則的には、各所管、所管の個別法の法令の中で対応していくことになるのではないかと考えています。
委員	あと1つです。外国人の中には、日本人と婚姻関係にある方がおられると思

	います。日本人の国籍を持っている方でしたら住民票があるわけですが、その人が今度は外国人だから、新しく住民票を作った場合には、同じ世帯に入るわけではないですよね。もしくは、この人とこの人は婚姻関係であるということをごどこかでリンクさせて、わかるような仕組みにするのですか。
区民課長	日本人と外国人が配偶者の関係にあって同一世帯を構成している場合は、同じ住民票の中に世帯の住民として一緒に作成されることとなります。現在、そういった情報については外国人登録原票にも、日本人の配偶者がいるとか、そういった情報もあります。また住民基本台帳の中でも、事実上の世帯主は外国人、誰それですということを記録してありますので、それを突き合わせて外国人と日本人の住民票を、新たに一緒になった状態で作成するということとなります。
会長	ほかにありますか。ないようですので、報告第 33 号から報告第 37 号までについては、報告を受けたことにいたします。諮問第 62 号は決定といたします。次に、報告第 38 号について、説明をお願いします。
報告第 38 号	
情報システム課長	報告第 38 号について説明する。
会長	いまの報告について、ご質問、ご意見はありますか。ないようですので、報告第 38 号は、報告を受けたことにいたします。 それでは、いままでご審議いただいた承認事項については、すべて終了しましたので、これで答申をしたいと思えます。事務局から答申案文の配付をお願いします。
	（答申文配付）
会長	この内容でよろしいですか。
	（異議なし）
会長	それでは、この答申文を政策法務担当部長にお渡ししたいと思います。
	（答申文手交）
一般報告	
会長	一般報告でお配りしてある資料の最後のページの、「DV（ドメスティック・バイオレンス）等被害者支援措置申出者に係る住所の漏えいについて」、説明をお願いします。
区民課長	私から報告したいと思います。お手元に資料をお配りしてありますように、「DV 等被害者支援措置申出者に係る住所の漏えい」という事故です。まず事故の概要ですが、昨年 6 月区がドメスティック・バイオレンス(DV)の被害者から、住民票等の発行について支援措置の申出があつたにもかかわらず、誤って現住所が記載されている戸籍の附票の写しを発行したというものです。DV 加害者に、申出者の現住所地が知られることとなったものです。 区は昨年 12 月下旬にこの誤発行の事実を確認して、申出者に経緯を説明して謝罪をするとともに、直ちに申出者の身の安全の確保を図るために、警察と連携しつつ速やかな住居の移転に向け、対応を行ってまいりました。その後、区は申出者に移転等にかかる費用を賠償して、申出者は、先般新たな住所地に住居を移転したというものです。 今回のこの事故の原因は、DV 等被害者支援措置の申出者については、加害者等に住所が知られないようにするため、DV 申出者である旨のサインを戸籍システムに入力して、戸籍の附票を発行する際に当該サインが表示されるようにしてありました。しかし、当該申出者と同一の戸籍に他のサインが入力され

	<p>ており、このサインが優先されて表示されてしまいました。そのため戸籍の附票の発行画面において、DV 申出者である旨のサインが表示されずに、誤って発行したというものです。</p> <p>3の「対応策」ですが、事故の確認後、直ちにDV 申出者である旨のサインについては優先表示されるサインに改め、その対応策を図ったところです。</p> <p>4の「事故の公表について」ですが、本件については申出者本人の意向を踏まえ、生命・財産の安全を確保する観点から、事件の公表は行わないこととしたものです。</p> <p>最後になりますが、今回の戸籍の附票の誤発行という事故については、本来、区が守るべき大切な区民の皆様の生命・財産を危険にさらすという事態を招いてしまいました。また、区が行っているDV 支援の信頼性、ひいては区政に対する信頼の失墜をもたらすなど、被害者・家族はもとより、関係者の皆様に多大な影響とご迷惑をもたらしたと認識しております。</p> <p>今回の事故については、先般、開催された本会議においても報告をさせていただき、損害賠償の専決処分について決定をいただいたところですが、ここに改めて深くお詫び申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。以上、報告とさせていただきたいと思います。</p>
会長	ただいまの説明について、ご質問はありますか。
委員	誤発行の原因がほかのサインが優先表示されたということで、対応策としてDV のサインを優先表示することにしたということですが、そうするといままで優先表示されたものが表示されなくなるということだと思いましたが、それでいいのですか。優先だったから、そちらが先に優先表示されていたのではないのですか。
区民課長	サインのことですが、当該該当者の戸籍の中に、筆頭者に入っていたサインと、本人に入っていたサインと2つのサインがありました。システムのプログラム上、筆頭者のサインが全面的に画面に出てくるというプログラムになっておりましたので、事故発生後、直ちにそれを改善するように、システムの担当者に指示すると同時に、2つのサインがあった場合でも、筆頭者のサインよりも優先されるようなサインがシステム上ありましたので、直ちにそちらのサインを表示するよう切り換えました。そのサインがあれば、サインを解除しない限り、戸籍の附票が発行されないという性質のサインですので、今後二度とこういう事故は起こらないという方策を講じたところです。
委員	切り換えたということは、いままでのものも大事だったわけですね。内容はよくわかりませんが、そのものがもう表示されなくなってしまうということですか。
区民課長	DV の該当者については、ほかのサインよりも優先されるようなサインという性格にしておき、なおかつサインが2つあった場合は、2つのサインがきちんと画面に出てくるといった、プログラムの対応を行ったということです。
委員	普通、DV の被害者本人が移転の届出をするわけですね。いまあなたが言われている「DV 等被害者支援措置申出者」というのは、本件の場合はどうなのですか。本人が普通は届出をやりますよね。
区民課長	はい。
委員	それでDV 被害者本人が住民票を移し、今度はその住民票を取りにきた人に住所を教えてしまったということですね。
区民課長	そうですね。

委員	だから、そのとき取りにきた人は、ここに言う被害者支援措置申出者ではないですよ。
区民課長	区が誤って戸籍の附票を発行したその情報というのは、加害者側にその情報がいったということです。
委員	ですから普通は加害者のほうが、被害者を探すわけです。それを、区が加害者に情報を渡してしまったということですか。
区民課長	詳しくは、申し上げられないところがありますが。
委員	例えばの話ですが、逃れたい場所の管理者が取りにきて、ということを行っているのかなと私は思ったのですが、そうではなくて、加害者ということですね。しかし、戸籍の附票とか戸籍というのは、弁護士法 23 条に従って弁護士会を通さなければ取れないのです。だから、一般の場合も例えば男性が女性のものを取りにきたら、申請があっても渡さないのではありませんか。
区民課長	今回、申出者からは DV の申出ということも区も受けておりました、その申出によって戸籍の附票の発行を、もし請求があった場合は DV であるということも画面に表示し、注意をなさいというサインを入れていました。ほかのサインとそのサインが重なってしまって、本来出てこなくてはいけない DV 該当申出者であるというサインがシステム上の問題で出なくて、誤って発行してしまったということです。
委員	けれども、普通は別居しているのですから、重なるということはちょっと考えられないですよ。
区民課長	重なるというのは、その戸籍の中に DV のサインが 2 つあったのではなくて、DV のサインと、さらに別の戸籍上の事務処理上使うサインが重なったということです。
委員	加害者のほうのサインと重なった、ということですか。
区民課長	それは DV とは全然関係のないサイン、であったということです。今回請求があったのは戸籍の附票の請求でしたので、その戸籍の附票については大丈夫だという判断をしたということです。
委員	住民票の移転というのは、戸籍の附票があるから出てくるのです。住所というのは附票のほうが大切なものです。戸籍を見ても、住所は出てこないのです。結婚したときにどこから移ってきた、というのはわかりますがね。では間違っ て出した、ということですか。
区民課長	はい。
委員	区議会でも報告を受け、論議もありましたが、とにかく命にかかわらなかったということで胸を撫で下ろしました。こういう DV 関係者も含めて、情報が漏れいってしまうという全国的な事件というか、今回は戸籍の電算化ですが、同じようなシステムを使っている自治体もほかにもあると思います。今回の事態を受けて何らかの対策も講じられていると思いますが、その点でのいまの動きを教えていただければと思います。
区民課長	いまご質問があった、他の自治体ではどうかということですが、杉並区が現在戸籍システムという形で使っているプログラムは、他の自治体でも多く利用されております。 そこで区としてはこういった事件が起きて、直ちにシステムの事業者、例えばサインが重なった場合に、1 つのサインが隠れてしまうといった事象が生じているということ、いろいろな問題を生じる可能性があるということについて、同様のシステムを使っている自治体に情報提供をお願いしたところです。

委員	<p>今回のことは大変重要なことであると、重く受け止めています。というのは杉並区は個人情報を中心にきちんと守るということで、非常に一生懸命やってきた区です。例えば、まさに DV 等被害者支援措置申出者の情報を、誰にも渡さないということは杉並区が率先してやって、そのあと総務省がそういった通知を出すことで全国的にいまは普通の制度になりましたが、そのぐらいきっちりやってきた杉並区において、こういったことが起こるとは私もよもや思っておりませんでした。</p> <p>そういう意味では、いくつか確認したいのですが、まずシステム上のことについては、いまほかの自治体にも伝えることで、つまり今回は本当に不幸中の幸いで、危害を加えられることはなかったわけですが、ほかの自治体にはきちんと伝えることはできたということをまず伺いました。</p> <p>そして庁内では、今回と同じような方法では誤発行ということはないでしょうが、ほかの方法で誤発行することはないのかどうか。それからほかの部署でも住民票を扱っている部署はあると思いますが、こういった対処をしたのかを伺います。</p>
区民課長	<p>今回の事件については、戸籍の附票というシステムの中で起きた事件で、それについてはシステムの改善策は直ちにとらせていただきました。戸籍の附票というシステムを他の部署が使うことはありません。ただ、委員のご指摘のように、住民基本台帳についても、同様に DV の申出者のサインを入れて対応しています。住民基本台帳の情報は全庁的な使われ方をしております。従来から全庁的な周知というか、注意喚起もしてきたところです。住民基本台帳の内容を確認して業務を行うに当たっては、DV という旨の数字のサインですが、そういったサインを十分留意した上で、事務の取扱いをする体制を、全庁的にとってまいりました。また今後も厳格な運用に努めてまいりたいと考えております。</p>
委員	<p>いまは住民票の話でしたが、国のほうでも DV 被害者の支援に対して、その方策はきちんと行えているかどうかを点検しています。総務省の行政評価局でやっているのですが、それを見ますと DV 被害者の支援情報は、戸籍とか住民票だけではなくて、選挙管理委員会には住民票から反映した選挙人名簿の閲覧という制度があって、あれも基本的には閲覧ができるわけですから、それについてはどうしているのか。</p> <p>それから、もう 1 つは教育委員会です。子どもがいた場合には、子どもを通じて母親の所在地を調べていたこともありますし、それこそ子どもを連れていってしまうということもあるかもしれませんが、そういったことに対する支援は、当区においてはきちんとやられているのですか。</p>
区民課長	<p>各所管とのやり取りについては、例えば選挙管理委員会であれば選挙人名簿の閲覧という制度がありますので、DV 該当者であるという情報は選挙管理委員会に伝えてあって、選挙管理委員会でも、そういった該当者については、その対象にしないという対応をとっています。また教育委員会についても、DV 該当者であるという情報が住民基本台帳の情報として所管のほうに伝えてありますので、各所管で厳格な対応をしているという状況です。</p>
委員	<p>これは本人が住所を移動したから、それが良くなかったのだと言いたいわけでは全然ないのですが、私は DV 被害者というのは一般的には住所は移転しないものだと思っていたのです。つまり杉並区のような、これだけ厳格にやっている所でも、やはり誤発行が起きてしまうということは、人のやることには本</p>

	<p>当に想定外のことがあるのだなと思います。住民票を移転しないことで非常な不利益があるのかどうか。かなりいろいろなフォローをしていると思うのですが、それはどうなのでしょう。</p>
区民課長	<p>住民票を移すか移さないかという問題ですが、実際に私どもはDVの担当窓口で対応する中では、可能であれば住民票をそのままにしてという方もおられますし、それはご親戚の方なり親御さんなりが、住民票を動かさないで済むような家族の状況等があれば、そういった道を選択する方もいらっしゃいます。ただ、いまの経済活動の中で新しい住所地の住民票が必要になったり、何らかの証明書が必要になる中で、本人がどうしても新しい住所に移るという選択をせざるを得ない場合については、いまある住民基本台帳法に基づくDV支援という形で、私どもも支援していかざるを得ないのかと考えています。</p>
委員	<p>わかりました。まさに命に直結する個人情報という例で、本当にヒヤッとしました。そういった意味でも、私も審議会の中では真剣に引き続きやっていかなければいけないと思います。職員の皆さんもかなり緊張を強いられて大変だと思いますが、そこは是非よろしくお願ひしたいと思います。</p>
会長	<p>ほかにありますか。ないようですので一般報告は承ったことにいたします。本日の議題は以上ですべて終了いたしました。事務局から何かありますか。</p>
法務担当課長	<p>次回の審議会は、平成24年5月29日火曜日、午後2時からを予定したいと考えております。よろしくお願ひします。以上です。</p>
会長	<p>それでは以上で第4回情報公開・個人情報保護審議회를終了いたします。どうもありがとうございました。</p>